

# 一般社団法人愛知県フライングディスク協会 寄附金取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県フライングディスク協会（以下「本協会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

## (寄附金の種類および募集)

第2条 当協会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 本協会が募集に当たり、あらかじめ用途を特定し、若しくは寄附者が寄附の申込に当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本協会は常時、寄附金を募ることができる。

## (寄附条件)

第3条 本協会は、次の各号に掲げる条件を付した寄附金を受け入れない。

- (1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- (2) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すこと
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと
- (4) 寄附金を受入れることによって本協会に財政負担を伴わせること
- (5) その他本協会の業務運営に支障があると会長が認める条件

## (寄附受入)

第4条 本協会に寄附金等を寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）により寄附金の申込を行うものとする。

本協会は、寄附金等を受け入れたときに寄附者から受領書の交付の求めがあった場合に限り、受領書を交付する。

## (寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第3条に規定する事業に使用するものとする。

特定寄附金は、本協会若しくは寄附者の特定した使途に使用するものとする。

前2項に基づき寄附金を使用する際に必要となる管理費については、該当する寄附金の一部を使用するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、寄附金に関し必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。